

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第10号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 給与条例附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。第3号において同じ。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。以下同じ。）又は<u>700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例附則第2項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時前であるものに限る。）の利用 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 給与条例附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。第3号において同じ。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。以下同じ。）又は<u>490円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行前の高速艇の利用については、なお従前の例による。